

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年6月1日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

2. 入院基本料について

当院では、1日の入院患者人数に対する看護要員を配置し、交代で24時間、看護・介護を行っております。病棟、時間帯、休日等で看護要員の配置が異なります。

詳細は、【勤務時間帯別看護要員配置数】をご参照ください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的な賃上げに係る取り組みについて

当院では、入院時に医師をはじめとする関係職種が共同し、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

人生の最終段階における意思決定支援においては指針を策定しております。

身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き実施しないよう関係職種にて編成するチームが主体となって取り組んでおります。職員の安定雇用を図るため、継続的な賃上げに取り組んでおります

4. DPC対象病院について

当院は、入院診療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する『DPC対象病院』となっております。

※医療機関別係数1.4841（基礎係数1.0583+機能評価係数Ⅰ0.3303+機能評価係数Ⅱ0.0679+救急補正係数0.0276）

5. 明細書発行体制等について

医療の透明性や患者さんの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。また、公費医療負担の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、窓口にご旨お申し出ください。

6. 当院は関東信越厚生局長に下記の届出を行っております

1) 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

療養のための食事は、管理栄養士・栄養士の管理の下に適時（朝食：午前7時30分、昼食：午後0時、夕食：午後6時以降）適温で提供しております。

2) 基本診療料、特掲診療料の施設基準等に係る届出

詳細は、【施設基準届出一覧】をご参照ください。

7. 保険外負担・選定療養費に関する事項

当院では、個室使用料、診断書・証明書等及び初診・再診に係る費用、一般病棟での入院期間が180日を超えた場合の費用のご負担をお願いしております。

詳細は、【保険外負担・選定療養費に関する事項】をご参照ください。